

鹿児島市公共交通ビジョン協議会規約

(目的)

第1条 鹿児島市公共交通ビジョン協議会（以下「協議会」という。）は、都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号）第2第1項及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、鹿児島市が策定する鹿児島市公共交通ビジョンの作成及び実施に関して必要な協議等を行うために設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 鹿児島市公共交通ビジョン（以下「ビジョン」という。）の作成及び変更に係る協議にすること。
- (2) ビジョンの推進及び評価に係る協議にすること。
- (3) 地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の作成及び変更に係る協議にすること。
- (4) ビジョン及び実施計画に位置付けられた事業の実施にすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項にすること。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係事業者等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第4号に規定する委員の任期は、会長が別に定める。
- 3 委員は、再任されることができる。

(協議会の組織)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名及び監事2名を置く。

- 2 会長は鹿児島市企画財政局長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、協議会の会議（以下「会議」という。）の会務を総括する。
- 4 副会長及び監事は委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は協議会の監査事務を行う。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員（会長又は副会長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

7 オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、鹿児島市企画財政局企画部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会に係る経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(会計期間)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期については、令和8年3月31日までとする。

(協議会設立年度における会計年度の特例)

3 第12条の規定にかかわらず、協議会の設立当初の会計年度は、協議会が設立された日から令和7年3月31日までとする。